

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
(電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	家畜商法	第3条第1項	家畜商の免許	未設定イ	5日	
2	家畜商法	第3条第2項第1号	指定講習機関の指定	設定	8日	
3	家畜商法施行令	第1条の4第1項	講習会における講習の免除	未設定イ	1日	
4	家畜商法施行令	第3条第3項	家畜商名簿の登録の変更	未設定イ	5日	
5	家畜商法施行令	第4条の3第5条	従業者の変更等の場合の家畜商免許の交付、書換交付	未設定イ	5日	
6	家畜商法施行令	第6条	家畜商免許証の再交付	未設定イ	5日	
7	家畜商営業保証金規則	第9条	公告に係る申し出に対する証明	設定	5日 (3日)	
8	家畜取引法	第3条	家畜市場の登録	未設定イ	13日	
9	家畜取引法	第9条第1項	家畜市場の登録証の書換交付	未設定イ	13日	
10	家畜取引法	第9条第2項	家畜市場の登録証の再交付	未設定イ	13日	
11	家畜取引法	第15条	せり売又は入札以外での家畜売買の許可	未設定イ	未設定	
12	家畜取引法	第19条第1項	市場再編整備地域の指定	未設定イ	未設定	
13	家畜取引法	第22条第1項	市場再編整備計画の変更の承認	未設定イ	未設定	
14	家畜取引法	第26条第1項	市場再編整備地域内への移転許可	未設定イ	未設定	
15	家畜取引法	第27条の2第1項	家畜市場の開催日等における市場外取引の許可	未設定ロ	未設定	
16	畜産経営の安定に関する法律	第10条第1項	指定業者の指定	未設定イ	未設定	
17	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	第10条第1項、第12条	集約酪農地域における酪農事業施設の新規設置の承認、変更の承認	未設定イ	45日 (20日)	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
(電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
18	肉用子牛生産安定等特別措置法	第7条第1項	協会の指定	未設定ロ	未設定	
19	肉用子牛生産安定等特別措置法	第8条第1項	業務規定の変更	未設定イ	15日	
20	養鶏振興法	第5条第1項	標準鶏の認定	未設定イ	19日 (10日)	
21	養鶏振興法	第7条第1項	ふ化業者の登録	未設定イ	19日 (12日)	
22	養鶏振興法	第7条第2項	ふ化業者の要件適合の確認	未設定イ	19日 (12日)	
23	養鶏振興法	第8条第1項	登録ふ化業者の要件適合の確認	未設定イ	19日 (12日)	
24	養鶏振興法施行細則	第2条	登録ふ化業者の登録証の書換交付	未設定イ	19日 (10日)	
25	養鶏振興法施行細則	第3条第1項	登録ふ化業者の登録証の再交付	未設定イ	19日 (10日)	
26	養蜂振興法	第4条第1項	転飼養蜂の許可	未設定イ	21日 (15日)	
27	北海道蜜蜂転飼条例	第3条第1項	転飼養蜂の許可	設定	21日 (15日)	
28	家畜改良増殖法	第4条第1項第2号	臨時種畜検査	未設定イ	48日	
29	家畜改良増殖法	第16条第1項	家畜人工授精師の免許	未設定イ	7日	
30	家畜改良増殖法	第24条	家畜人工授精所の開設の許可	未設定イ	7日	
31	家畜改良増殖法施行令	第5条、第6条第1項	種畜証明書の書換交付、再交付	未設定イ	7日	
32	家畜改良増殖法施行令	第9条、第10条第1項	家畜人工受精師免許証の書換交付及び再交付	未設定イ	14日	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考

～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)

変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
 (電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
33	家畜伝染病予防法	第8条	第5条の検査等を行った証明書の交付	未設定イ	7日	
34	家畜伝染病予防法	第21条第1項	死体の焼却等の義務を免除する知事の許可	未設定イ	7日	
35	家畜伝染病予防法	第24条	死体等埋却地を発掘する場合の知事の許可	未設定イ	7日	
36	家畜伝染病予防法	第31条第2項	第31条1項の検査等を行った証明書交付	未設定イ	7日	
37	家畜伝染病予防法	第50条	大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可	未設定イ	10日	
38	動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令	第112条	販売指定品目の変更又は追加指定(既存配置販売業)	未設定イ	17日(7日)	
39	動物用医薬品等取締規則	第112条	販売指定品目の変更又は追加指定	未設定イ	10日	家畜保健衛生所
40	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条 第46条	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付(特例店舗販売業除)	未設定イ	17日(7日)	
41	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条 第46条	動物用医薬品販売業許可証の書換交付、再交付(特例店舗販売業)	未設定イ	10日	家畜保健衛生所
42	獣医療法	第14条第3項	診療施設整備計画の認定	未設定イ	21日(7日)	
43	獣医療法施行令	第4条	診療施設整備計画の変更の認定	未設定イ	21日(7日)	
44	家畜伝染病まん延防止規則	第2条	家畜伝染病まん延防止のための移動禁止の除外許可	設定	7日(3日)	
45	家畜伝染病まん延防止規則	第3条	家畜伝染病まん延防止のための移入禁止の除外	設定	7日(3日)	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めによくされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
(電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
46	動物用医薬品等取締規則施行細則	第6条	配置従事者の身分証明書の書換交付	未設定イ	17日(7日)	
47	動物用医薬品等取締規則施行細則	第7条	配置従事者の身分証明書の再交付	未設定イ	17日(7日)	
48	北海道家畜保健衛生所条例	第4条第1項、第4条の2	衛生所施設の利用の許可	設定	1日	
49	北海道家畜保健衛生所条例施行規則	第3条	病性検定診断の承諾	設定	1日	
50	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第26条	動物用医薬品店舗販売業の許可	未設定イ	19日(7日)	
51	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第30条	動物用医薬品配置販売業の許可	未設定イ	19日(7日)	
52	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第83条の2第1項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可	設定	12日	家畜保健衛生所
53	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	動物用医薬品配置販売業の許可更新(既存動物用医薬品配置販売業を含む)	未設定イ	19日(7日)	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
(電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間(経由日数)	備考
54	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第24条第2項	動物用医薬品特例店舗販売業の許可更新	設定	12日	家畜保健衛生所
55	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条第2項	動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可	未設定イ	19日(7日)	
56	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第39条第4項	動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可更新	未設定イ	19日(7日)	
57	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	第45条第1項、第46条第1項	動物用高度管理医療機器等販売業又は賃貸業の許可証の書換交付、再交付	未設定イ	17日(7日)	
58	家畜伝染病予防手数料の徴収に関する事務取扱要領	2の(2)のウ	家畜伝染病予防手数料の減免	設定	7日	
59	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	第9条	処理高度化施設整備計画の認定	設定	21日(7日)	
60	牧野法	第10条	牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更承認	未設定イ	未設定	
61	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	第36条の8第2項	販売従事登録	未設定イ	19日(7日)	

## [留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先(経由機関)が処分担当課と異なる場合は申請先(経由機関)を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載(標準処理期間の短縮等)変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：農政部畜産振興課  
(電話011-231-4111 (内線27-761))

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
62	動物用医薬品等 取締規則	第115条の 12、 第115条の 13	販売従事登録証の書換え交 付、再交付	未設定 イ	17日 (7日)	
63	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関する 法律	第34条	動物用医薬品卸売販売業の許 可	未設定 イ	19日 (7日)	
64	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関する 法律	第24条 第2項	動物用医薬品店舗販売業の許 可更新	未設定 イ	19日 (7日)	
65	医薬品、医療機 器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関する 法律	第24条 第2項	動物用医薬品卸売販売業の許 可更新	未設定 イ	19日 (7日)	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非 公」 審査基準を設定しているが、公にしていない場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載（標準処理期間の短縮等）  
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載